

書請申用使車動自

(様式1-2)

(様式2)

事故報告書

事故車両	センター名義・()名義 (車の番号:)		
事故発生日時	令和 年 月 日 時 分頃		
場 所			
届出警察署	警察署		
事故の種類	1. 人身事故 2. 対物事故 3. 自損事故		
事故発生の状況・原因			
本人の状況 (就業の内容・傷害の程度など)			
相手方	氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号		
	車の番号		
	ケガの状況		
	保険会社など		

上記のとおり事故報告します。

令和 年 月 日

公益社団法人小金井市シルバー人材センター
事務局長 様

会員番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(様式3)

自動車用 使動車簿

使 用 日	出庫時間		業務内容	出庫時距離計 帰庫時距離計		走行距離 km	給油 リッル	備考
	時	分から まで		時	分から まで			
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	
月 日	時	分から まで				km	リッル	

※ 給油を行ったときは、給油欄に記入のうえ、給油伝票を添付すること

(様式4)

自動車仕業検点表

自動車仕業点検表	
ハンドル	遊び、がたの有無
フットブレーキ	踏みしろ、遊び
ハンドブレーキ	引きしろ
タイヤ	損傷の有無
ヘッドライト	点灯の有無
ブレーキランプ	点灯の有無
室内灯	点灯の有無
ワインカー	点滅の有無
ワイパー	作動状況
シートベルト	損傷の有無
計器類(速度計、燃費計、温度計等)	異常の有無
外観	損傷の有無
点検者	
備考	

* 点検結果の記入方法
異常なし○ 不良×（即時整備を要するもの）
一部損傷△（即時整備をしなくても使用上支障のないもの）

自動車運転に関する細則

- 第1 この細則は、公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が実施する各種事業に関わり、センター自動車を使用して会員が行う自動車運転業務について、順法精神に基づく法令順守の励行及び地域住民の方々に対して、安全・安心の信頼されうる業務となるよう、自動車運転に関する細則（以下「細則」という。）を定める。
- 第2 就業に当たっては、業務の必要上軽自動車を使用する場合は、2名での乗車を原則とし、順法精神にのっとり交通規則を厳守すること。
- 第3 軽自動車以外の、植木道具運搬用のトラック、リサイクル事業用のトラック、枝木回収用のトラック、ふすま事業用のワゴン車については必ず2名以上の乗車とし、順法精神にのっとり交通規則を厳守すること。
- 第4 自動車運転については、人命に関わる重大事項であり、事故の加害者となることを重く受け止め、真摯な姿勢で運転業務にあたること。
- 第5 センターの看板を掲げて運転している責任と自覚を十分に持ち、たとえ法令遵守の運転であっても、地域住民の方々に不快感や不安感を与えるような運転・行動は厳に行わないこと。
- 第6 小金井市内においては、制限速度は東八道路と新小金井街道を除き40km以下であるので、センターの車両はどこの道路でも、40km以下の速度で通行し、センターラインのないような道路においては30km以下または20km以下と制限速度を厳守し、歩行者の側近は必ず徐行運転すること。
- 第7 通学路については、朝の規制時間帯の通行をしないことは当然のこととして、規制時間外において通行する場合は学童や歩行者を最優先に、いたわり・思いやりの気持を持って優しい運転を行うこと。
- 第8 左折時においては、助手席の者が指さし呼称により必ず、左方および後方の安全確認を履行し、左折時巻き込み事故等を絶対起こさないよう注意すること。
- 第9 交差点通行においては、信号が青であっても助手席の者と共に左右を確認して慎重に通行すること。

第10 信号のない交差点では、一旦停止表示のあるところは必ず止まること。また停止表示がなくとも徐行運転で、助手席の者と共に左右確認を行ってから慎重に通行すること。

第11 業務上駐車する必要がある場合は、コインパーキングなどを利用し、違法駐車を絶対に行わないこと。(駐車料金はレシート等により、事後センターで清算する。)

第12 運転業務に携わる会員は、1年に1回センターが小金井警察署署員を招いて主催する自動車安全運転講習を必ず受講することとし、これを受講しない者は運転業務に就かせないこととする。

第13 運転業務に携わる会員は、業務開始日から遡って過去1年以上継続して自動車等を運転しており、かつ過去1年間に3点以上の交通違反がなく、76歳の誕生日を迎える日までの者とする。

第14 第12の自動車安全運転講習会とは別に当センターの指定する自動車教習所等の機関を利用して、①運転適性検査②実技（実車）③座学（交通安全教育）の講習を1年に1回必ず受講することとし、運転観察評価表（様式1）の総合評価（①路上走行②車庫入れ）において、両項目がそれぞれ「A・B・C」と評価された者は運転「可」とし、どちらかに「D」と評価された者については運転業務を中止することとする。

評価結果については個人に自動車運転企業研修受講結果（様式2）により通知する。

第15 警察の取り締まりで交通違反を摘発されなくとも、地域住民の方などから、交通違反等の連絡がセンターに入った場合、当該会員に状況を確認し、悪質と判断した場合は運転業務を中止することとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。ただし、施行時点で自動車運転に携わっているものについては、平成30年3月31日までこの適用を猶予する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

運転観察評価表

日付	
----	--

総合評価	路上走行	車庫入れ	評価の内容			
			A:特に問題ありません。	B:概ね問題ありません。	C:注意が必要です。	D:同乗者との練習をお勧めします。
区分	細目		評価			
基本操作	車の乗り降りや、運転姿勢	A	B	C	D	
	シートベルトの着用、ミラーの調節	A	B	C	D	
	アクセルの踏み方	A	B	C	D	
	ブレーキの踏み方	A	B	C	D	
	ハンドルの持ち方、まわし方	A	B	C	D	
直線路	交通の流れに合わせた走行	A	B	C	D	
	走行位置の安定性	A	B	C	D	
	走行中の車間距離	A	B	C	D	
	停車時の車間距離	A	B	C	D	
	法定速度	A	B	C	D	
右左折	信号の変わり目に対する判断	A	B	C	D	
	合図の時機	A	B	C	D	
	30m手前での寄せ方	A	B	C	D	
	左折時、二輪車等の巻込み確認	A	B	C	D	
	左折時、左端に沿わせている	A	B	C	D	
	速度調節(徐行)	A	B	C	D	
	右左折後の横断歩行者の確認	A	B	C	D	
狭路	右折時の対向車に対する判断	A	B	C	D	
	右折時の発進の時機	A	B	C	D	
	S型狭路の通過方法	A	B	C	D	
	クランク型狭路の通過方法	A	B	C	D	
障害物等	S型・クランクでの速度調節	A	B	C	D	
	狭い道路(生活道路)での走行	A	B	C	D	
	対向車に対する優先判断	A	B	C	D	
車線変更	側方通過時の間隔や速度	A	B	C	D	
	歩行者・自転車との間隔や速度	A	B	C	D	
	合図の時機	A	B	C	D	
その他	変えようとする側の後方確認	A	B	C	D	
	車線変更のタイミング	A	B	C	D	
	一時停止場所での確実な停止	A	B	C	D	
駐車・方向変換	一時停止場所での確認方法	A	B	C	D	
	見通し悪い交差点での通過方法	A	B	C	D	
	信号のない横断歩道での通過方法	A	B	C	D	
	入庫前、入庫場所の確認	A	B	C	D	
	入庫時における誘導方法	A	B	C	D	
	後退時のハンドルのまわす向き	A	B	C	D	
	後退前の目視による後方確認	A	B	C	D	
	入庫時及び出庫時の速度	A	B	C	D	
	後退中の目視による後方確認	A	B	C	D	
	後退中のミラーによる後方確認	A	B	C	D	
	修正時における切返し方法	A	B	C	D	
	出庫時のハンドルの切る時機	A	B	C	D	

※ 無印については、実施していません。

企業名	小金井市シルバー人材センター 様
ふりがな	
受講者名	様

担当者のコメント

1. 走行時の指導して改善された点について

2. 今後、走行時の注意点について

3. 車庫入れ及び方向変換での指導して改善された点について

4. 今後、車庫入れを行う際の注意点について

担当者名

印

小金井自動車学校

TEL 042-381-0150

FAX 042-381-0743

(様式2)
事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

公益社団法人
小金井市シルバー人材センター
会長 〇〇 〇〇

自動車運転企業研修受講結果について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、シルバー人材センターの事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、「自動車運転に関する細則」の第14項に基づき先日実施した自動車運転企業研修会の受講結果について、運転観察評価表（別紙）を基に検討した結果、あなたは

「運転 可」

となりましたのでお知らせいたします。「運転期間は令和〇〇年〇月から令和〇〇年〇月までとする」

なお、運転観察評価表のコメント欄等をよく読んでいただき、今まで以上に安全運転に心掛けていただきますようお願い致します。

事務局担当 〇〇 〇〇

ネームプレート着用要綱

(目的)

第1 この要綱は、公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が、会員としての連帯感・責任感を高め、顧客及び就業施設の利用者に対する信頼性と親近感を醸成し、もってサービスの向上とセンターの存在を高めるために就業時の統一したネームプレート着用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(着用の範囲)

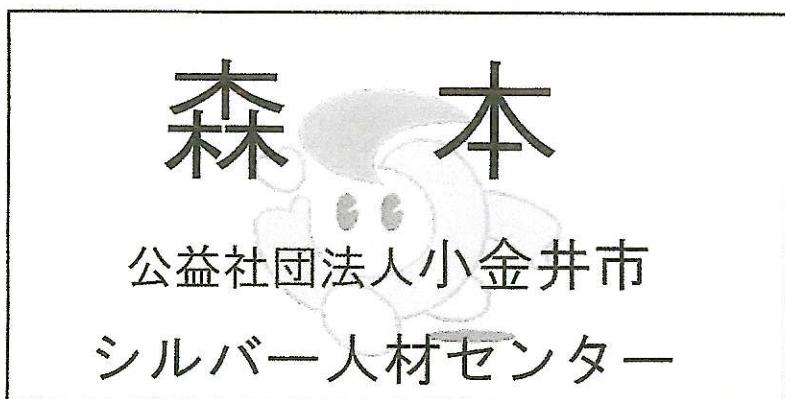
第2 会員は業務に就業する時は、ネームプレートを着用するものとする。ただし、業務の特性から着用を不適とされる就業現場においては、理事会の承認を得て着用しないことができる。また、発注先から特に申し入れがあった場合は着用しない。

(ネームプレート)

第3 着用するネームプレートは、次のとおりとする。

種類	内容	着用職場	着用の仕方
セルケース型 名刺判(55mm×90mm)	名字 身分の証明が必要な場合は写真貼付	植木職班を除く全ての就業現場	就業実態に合わせて左胸に着用又は首から紐で吊す。
シール型 名刺判(42mm×85mm)	名字、血液型 緊急連絡先 (センター事務局)	植木剪定班	ヘルメットに貼付

セルケース型



シール型



(保管及び返納等)

- 第4 会員は、センターから貸与を受けたネームプレートを責任をもって保管し、就業時には第3に定める方法により着用する。当該業務を辞める時は、センターに返納する。シール型ネームプレートはヘルメットとともに返納する。
- 2 紛失、汚損及び破損等の場合は、速やかにセンターに届け出て再交付を受ける。

(委任)

- 第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

会員の心得 10か条

- 1 会員は、「安全は全てに優先する」を基本として、就業途上、就業の安全に努める。
- 2 会員は、センターの構成員として、率先して自主自立の精神で仕事を開拓・確保に努める。
- 3 会員はセンターから提供された仕事について、内容を良く確認し、理解した上で引き受けると共に、引き受けた仕事は責任をもって誠実に履行すること。
- 4 会員は、職場の仲間と「和」を大切にし、よく協力し助け合い（協働共助の精神）、就業すること。
- 5 会員は、直接発注者と仕事の契約をしないこと。また、発注者から契約外の仕事を依頼された場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
- 6 会員は、常に自己の健康管理に心がけ、無理な健康状態で就業しないこと。
- 7 会員は、仕事上知り得た個人情報、企業情報等を絶対に他に漏らさないここと。退会後も同様とする。
- 8 会員は、シルバー人材センター事業の趣旨・目的を良く理解し、働くことを通じて地域社会に貢献すること。
- 9 会員は、総会・地域班集会・その他センター行事等に積極的に参加すること。
- 10 会員は、就業のみならず、社会奉仕等の活動にも積極的に参加すること。

会員として留意していただきたいこと

高齢社会になり、職業生活から引退して後も、その生活の期間は長く、長い余生をどう生きるか人々で多様化しています。また、子ども達が独立し、趣味や仕事に振り向けられる時間が増えてきています。

定年退職後も、継続雇用・再雇用等で企業等に働くという生き方の他に、雇用形態によらず、地域社会で健康や生きがいのために、持っている知識や技能を活かした地域社会のために働くという生き方を実現する場としてシルバー人材センターがります。

小金井市シルバー人材センターは、既に40年有余の歴史を有し、しっかりと地域社会に定着してきています。しかし、その一方で、社会状況が大きく変化してきていることにより問題や課題も発生しています。

これまででは、小金井市自転車駐車場の指定管理制度が導入され、令和3年度においても第4次指定管理者として引き受けることができました。今後も、サービスの向上に努め、引き続き指定管理者として委託されるよう努力しなければなりません。

また、公共部門や民間部門を問わず就業拡大・就業開拓を進めなければなりません。

シルバー人材センターが発注者から信頼され、安心して仕事を任せられるよう、就業する会員1人1人がシルバー人材センターの目的や趣旨を十分理解して上で、接遇・接客マナーの向上に努める必要があります。

入会説明会でご説明しましたように、多くの職種・職場がありますので、入会後は月1回発行される「事務局からのお知らせ」をご覧いただき、「ご自分にあった仕事」を探すほか、事務局に積極的に問い合わせするなど自ら仕事を探すことが必要です。また、毎月1回就業相談も実施していますので是非ご利用ください。

仕事に就かれましたら、次のことをご留意してください。

- 1 職場に早く慣れる。
- 2 仕事を早く覚える。
- 3 皆で協力して楽しく働く。

また、「会員ガイドブック」で下記事項をご確認し、ご理解しておいてください。

- 1 公益社団法人小金井市シルバー人材センター定款
- 2 就業規約
- 3 地域班の設置並びに運営基準
- 4 会員就業心得
- 5 職班の設置並びに運営要綱

令和5年度

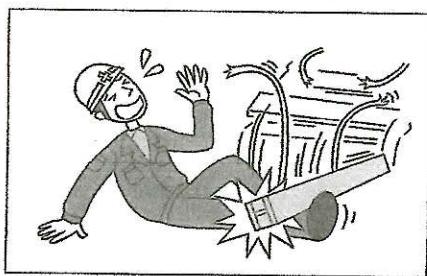
東京都シルバー人材センター連合 シルバー総合保険制度についてのご案内

1. シルバー総合保険制度とは (保険期間 令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで)

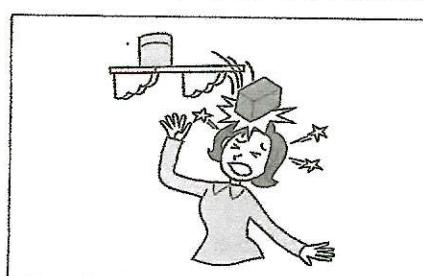
- (1) シルバー人材センターの正会員が、①就業中や就業場所への行き帰りに偶然に被った傷害事故、および熱中症を補償の対象とする「シルバー人材センター団体傷害保険」と、②就業中に事故が発生し、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合を補償の対象とする「シルバー人材センター賠償責任保険」の2つの補償を組み合わせた保険制度です。
- (2) 保険契約者は、区・市・町・村の各シルバー人材センターです。

2. 「シルバー人材センター団体傷害保険(普通傷害保険)」のあらまし

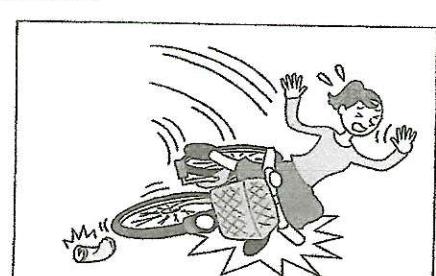
(1) 対象となる傷害事故例 (急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。)



センターから提供された業務に就業中のケガ
(ただし住居で仕事に従事する場合を除きます。)



センター等が主催するボランティア活動に
参加中のケガ



センターから提供された業務に従事するため、
就業場所と会員の住居との間の行き帰り中のケガ

※ 傷害事故の他に、熱中症(日射または熱射によって、シルバー人材センターの会員が身体に障害を被った場合)
による死亡・後遺障害・入院(手術)・通院も補償します。『請負就業・派遣就業ともに対象です。』

(2) 支払われる保険金 (ベーシックプラン)

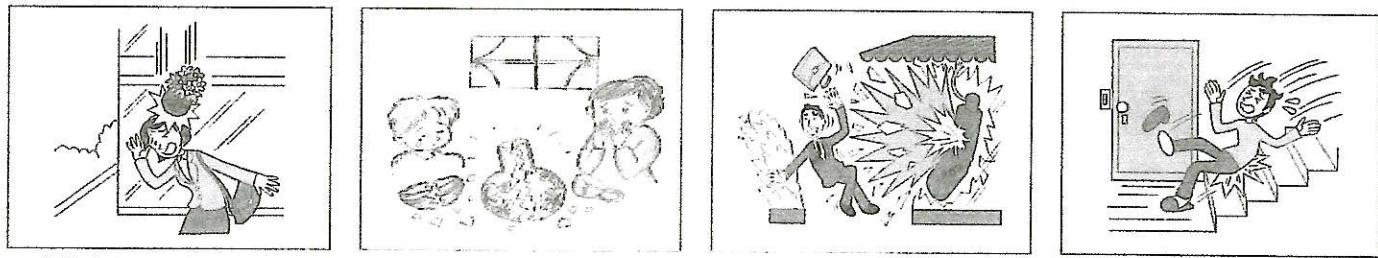
保険金の種類	要件	保険金額
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	450万円
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険 金額を限度とします。	18万円～ 450万円
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	1日4,500円
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために 病院または診療所において、公的医療保険制度の対象となる手術や先進医療 手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の 手術にかぎります。	外来手術 22,500円 入院手術 45,000円
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を 限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険 金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	1日3,000円

(3) 保険金が支払われない主なケース

故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、疾病、脳疾患、心臓疾患、心神喪失、地震・噴火またはこれらによる津波、放射能汚染、むちうち症や腰痛などでレントゲン等により医師がその異常を確認できないもの(医学的他覚所見のないもの)、自宅作業中、宿泊を伴う場合など

3.「シルバー人材センター賠償責任保険(賠償責任保険)」のあらまし

(1) 対象となる賠償責任事故例



作業中、誤って物を落とし
通行人にケガをさせた
(請負業者特約)

作業中、誤って花瓶や
鉢を壊した
(受託者特約)

作業完了後、作業の欠陥により
他人にケガをさせた
(生産物特約)

事務所施設の欠陥により
他人にケガをさせた
(施設所有管理者特約)

● 「作業対象物」の損壊も補償対象となります。

※受託物特約で対象外となっている、就業中における植物の誤廃棄・誤伐採等も補償します。

● 業務中に、シルバー人材センター職員が起こした賠償事故も補償対象となります。(自転車事故含む)

(2) 支払われる保険金 (EW プラン) ※ 保険金お支払いの際に1,000円の自己負担金が必要になります。 (受託品の修理・加工中の事故の場合は10,000円の自己負担金が必要になります。)

賠償責任の種類	身体賠償(限度額)			財物賠償(限度額)	
	1名につき	1事故につき	保険期間中	1事故につき	保険期間中
請負業者特約	3,000万円	1億円	—	2,000万円	—
受託者特約	—	—	—	2,000万円	2,000万円
生産物特約	3,000万円	1億円	1億円	2,000万円	2,000万円
施設所有管理者特約	3,000万円	1億円	—	2,000万円	—
被害者対応費用	1名2万円／期間中1,000万円				
第三者医療費用	1名50万円／期間中1,000万円				

(3) 保険金が支払われない主なケース ※ 代表的な例です。特約の種類によって異なります。

- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然災害に起因する賠償責任
- ・世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ・排水または排気(煙または蒸気を含みます。)による賠償責任
- ・自動車(道路運送車両法<昭和26年法律第185号>によって定められる自動車<構内専用車を含みます。>および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・建具工事完成後、建具の取り付け方に欠陥があり、その部分を補修したために生じた費用損害など仕事の目的物の損壊それ自体に対する賠償責任(仕事の目的物が一部構成する財物の損壊を含みます。)
- ・受託物の紛失または誤配(例:留守番の最中、預かった現金を紛失してしまった。)
- ・受託物である自動車、船舶、動植物の損壊または盗難(作業対象物の損壊は、補償の対象になります。)
- ・派遣就業

など

※ 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。



<引受保険会社>

シルバー総合保障制度は、次の損害保険会社による共同保険です。

損害保険ジャパン株式会社(幹事保険会社) 東京海上日動火災株式会社(副幹事保険会社)

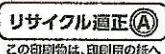
このチラシは概要を説明したもので、詳しい内容については、下記取扱代理店までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 取扱代理店(公財)東京しごと財団 シルバー保険事業室

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター4階

【受付時間: 平日9:00~17:00】 TEL:03(5211)2319 FAX:03(5211)2367

傷害事故・賠償事故が起こった場合は、遅滞なく、ご所属のシルバー人材センターまでご連絡ください。



小金井市シルバー人材センター事業所案内

【センター事務局】

梶野町4-2-7 グランツ梶野2階

電 話 (0422) 27-7117

FAX (0422) 27-7476

【本町作業所】

本町6-5-16

電 話 (042) 385-9323

【東町会議室】

東町4-38-26 トーケンプラザ2階

【中町作業所】

中町 1-10-19

【貫井北町作業所】

貫井北町 1-1-2

